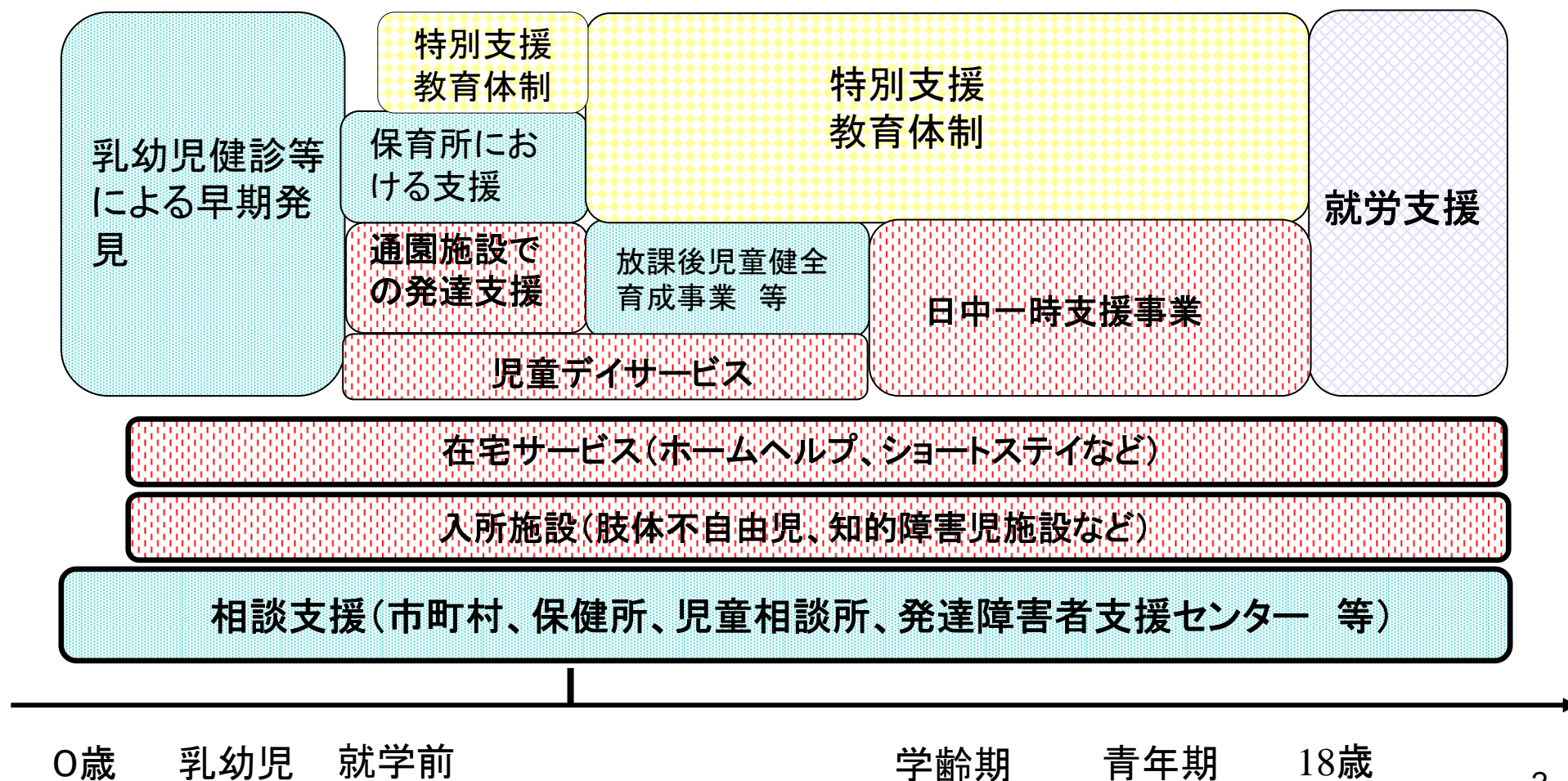


1. 障害の早期発見・早期対応策

(参考資料)

障害児の支援体制について

対象児童: 肢体不自由児、知的障害児、発達障害児など



母子保健分野における相談支援事業について

○市町村等において、以下の事業を実施。

○ 母子健康手帳の交付

- ・ 妊娠の届出をした妊婦に対し交付。
- ・ 妊産婦及び乳幼児の健康状態を一貫して記録するとともに、妊娠、出産、育児に関する情報を記載。

○ マタニティマークの普及

○ 妊婦健診の実施

- ・ 必要に応じて妊婦に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨。

○ 両（母）親学級の開催

- ・ 母子保健に関する正しい知識の普及と相談指導を集団で実施。

○ 妊産婦、未熟児、新生児等に対する訪問指導

- ・ 必要に応じて医師、助産師、保健師等が家庭を訪問し、保健指導を実施。

○ 乳幼児健診の実施

- ・ 1歳6か月児及び3歳児に対して、健康診査を行うことを義務づけて実施。
- ・ この他必要に応じて乳幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨。

等

1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査について

(母子保健法第12条)

市町村は、次に掲げる者に対し、厚生労働省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。

- 1 満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児
- 2 満3歳を超え満4歳に達しない幼児

健康診査の内容

○1歳6か月児健康診査(母子保健法施行規則第2条第1項)

母子保健法第12条の規定による満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児に対する健康診査は、次の各号に掲げる項目について行うものとする。

- 1 身体発育状況
- 2 栄養状態
- 3 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- 4 皮膚の疾病の有無
- 5 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- 6 四肢運動障害の有無
- 7 精神発達の状況
- 8 言語障害の有無
- 9 予防接種の実施状況
- 10 育児上問題となる事項
- 11 その他の疾病及び異常の有無

○3歳児健康診査(母子保健法施行規則第2条第2項)

法第12条の規定による満3歳を超え満4歳に達しない幼児に対する健康診査は、次の各号に掲げる項目について行うものとする。

- 1 身体発育状況
- 2 栄養状態
- 3 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- 4 皮膚の疾病の有無
- 5 眼の疾病及び異常の有無
- 6 耳、鼻及び咽頭の疾病及び異常の有無
- 7 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- 8 四肢運動障害の有無
- 9 精神発達の状況
- 10 言語障害の有無
- 11 予防接種の実施状況
- 12 育児上問題となる事項
- 13 その他の疾病及び異常の有無

生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)【実施主体:市区町村】

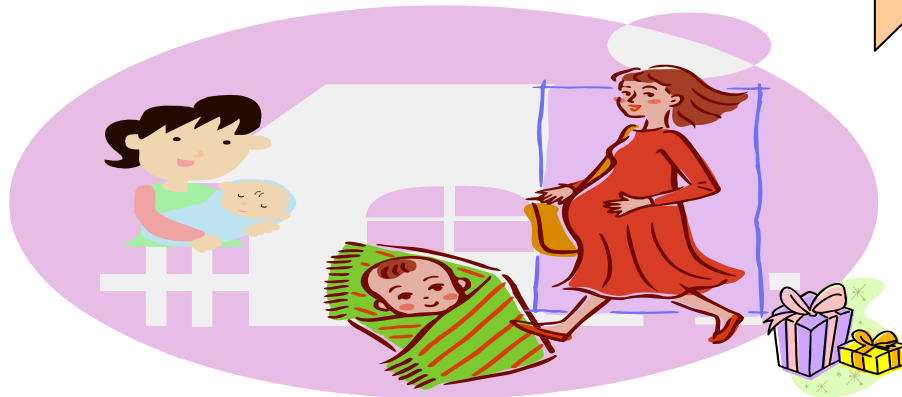
生後4か月までの全戸訪問

訪問内容

- ・子育て支援の情報提供
- ・母親の不安や悩みに耳を傾ける
- ・養育環境の把握

家庭訪問者

保健師・助産師・看護師、保育士、
愛育班員、母子保健推進員、児童委員、子
育て経験者等について、人材発掘・研修を
行い、幅広く登用



ケース対応会議

育児支援家庭訪問
事業

全戸訪問の結果に基づき、必要に応じケース対応会議を行うとともに、要支援家庭に対する訪問指導を行う。

要保護児童対策地域協議会
(虐待防止ネットワーク)

5

ポピュレーションアプローチ

ハイリスクアプローチ

障害受容の状況

- 厚生労働科学研究(平成17、18年度)
 - 「保健師・保育士による発達障害児の早期発見・対応システムの開発」
 - 高田 哲(神戸大学医学部教授 等)

- 乳幼児健康診査を担当する保健師305名への質問を通して、1歳6ヶ月児、3歳児健診について調査。
その結果、子どもの成長・発達に関する親の理解の不足や障害を受容できないといった課題が指摘されている。

調査結果(抜粋)

健診において発達障害のある子どもやその保護者にかかわる上での困難
問題点の困難度(4段階評価)

	健 診	全く困らない 人数(%)	あまり困らない 人数(%)	やや困る 人数(%)	とても困る 人数(%)
理解不足	1. 6歳健診 (n=209)	0	10(4.8%)	112(53.6%)	87(41.6%)
	3歳健診 (n=214)	0	10(4.7%)	122(57.0%)	82(38.3%)
障害受容	3歳健診 (n=215)	0	6(2.8%)	99(46.0%)	110(51.2%)

(注) 「理解不足」・・・子どもの成長・発達に関する親の理解が不足している。
「障害受容」・・・親が子どもの障害を受容できない。

<調査研究の概要>

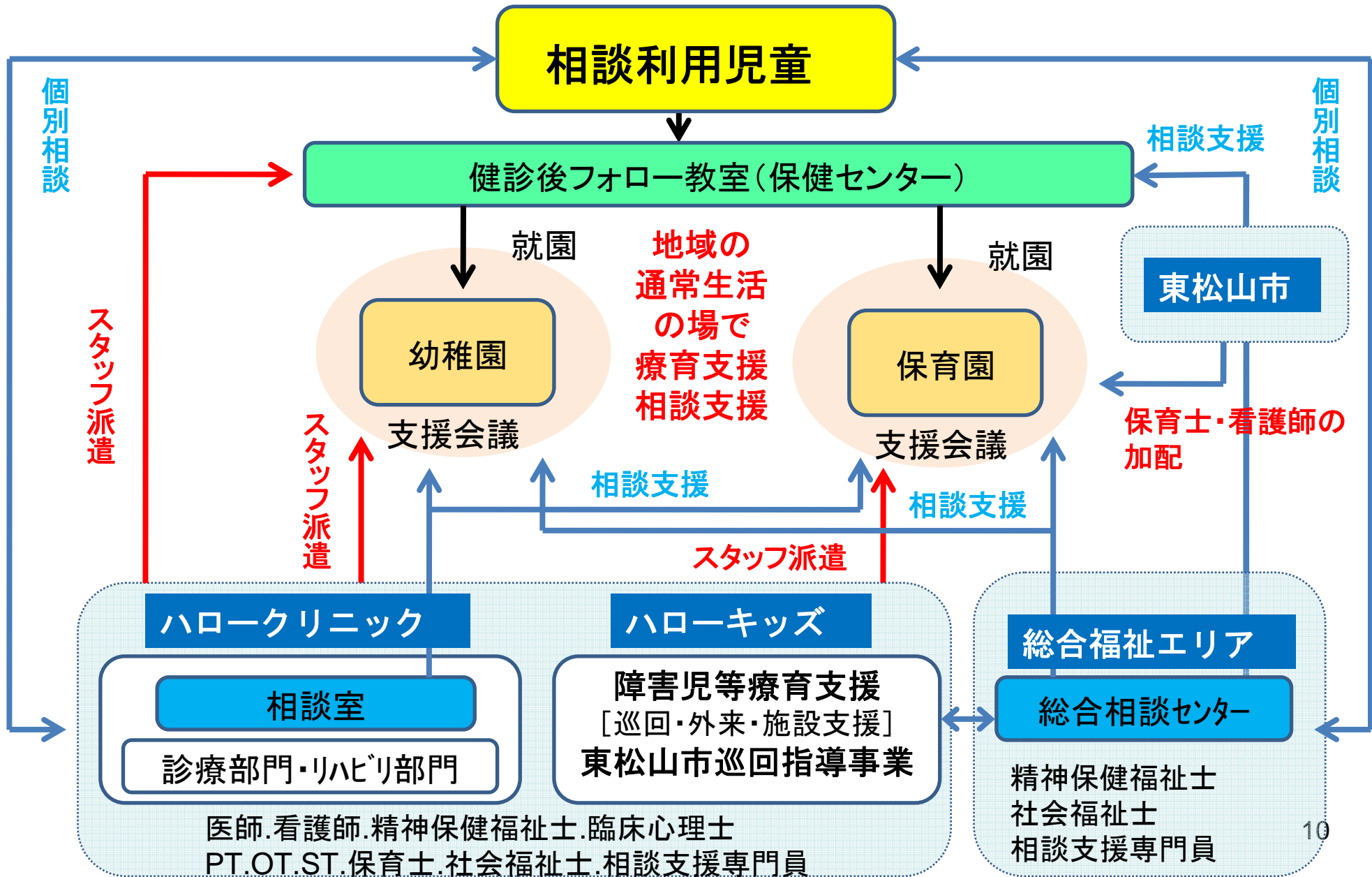
- ◆ 発達障害に関する保健師の新たな教育・研修システムを開発することを目的として、兵庫県下の乳幼児健康診査に携わる保健師を対象に、発達障害の(おそれの)ある子どもとのかかわりの実態、指導上に遭遇する問題点、知識や理解の実情について調査を行った。
- ◆ 有効回答した保健師249名中、96.0%が、健診における「ことばのおくれ」から、発達障害児とのかかわりを経験しており、
- ◆ ほとんどの保健師は、子どもの成長発達に関する両親の理解の不足や信頼関係の築き方に困難を感じていた。
- ◆ 今後は、他職種との連携方法や家族支援方法を含めた研修を行う必要が示唆されている。

東松山市のケース

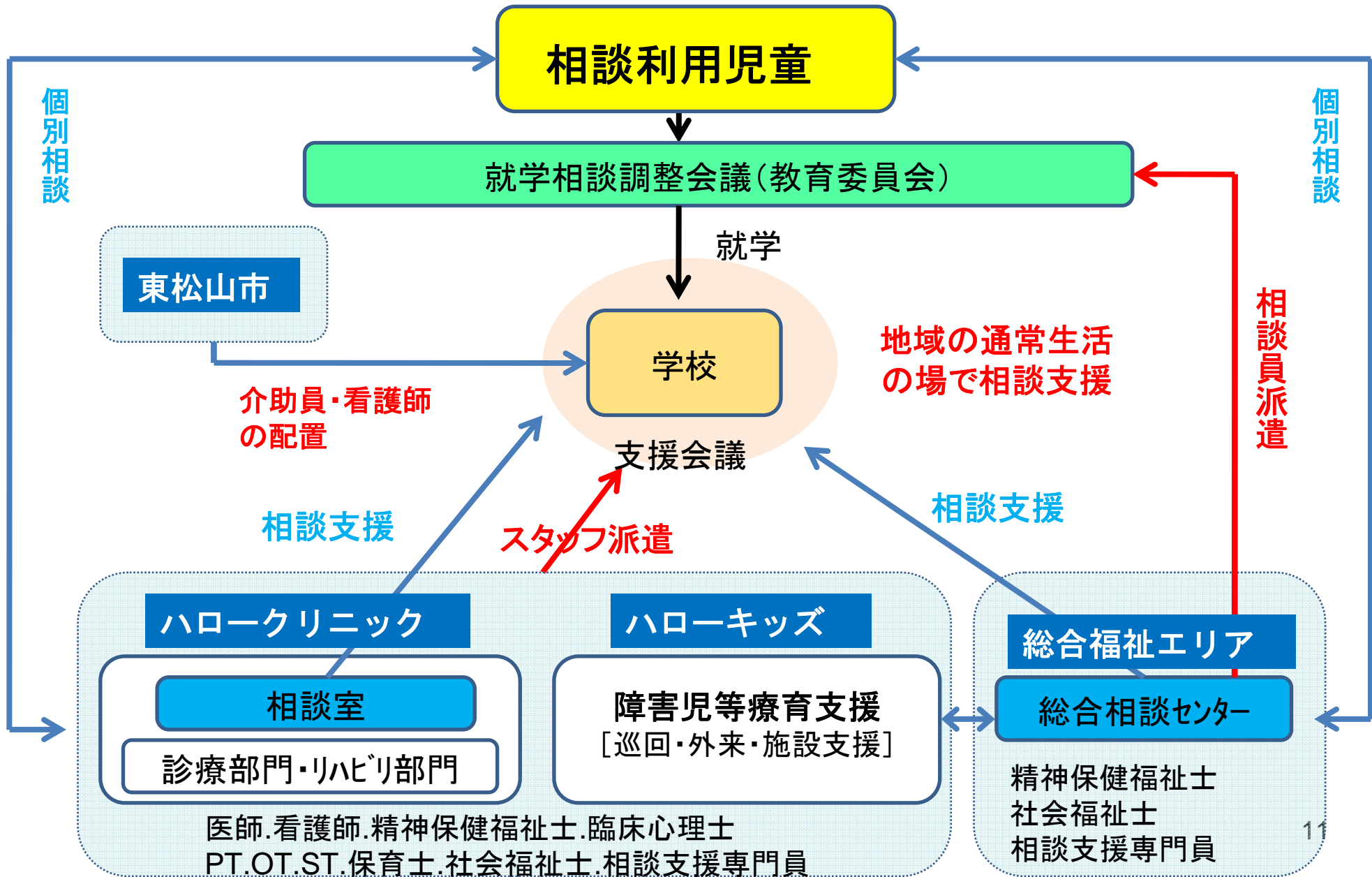
- 面積 65.33平方キロメートル
- 人口 89,891人
- 特色 専門機関が、直接個別相談を受けるほか、保健センターや保育園等へのスタッフの派遣や相談支援を行っている。

また、保育所等で障害児を積極的に受け入れているとともに、就学前には就学相談調整会議を行うなど、一貫した支援の体制の構築を目指している。

東松山市の乳幼児期における療育支援・相談支援の概要



東松山市の就学・学齢期における療育支援・相談支援の概要



姫路市のケース

- 面積 534,42平方キロメートル
- 人口 535,571人
- 特色 姫路市総合福祉通園センターを中心に相談、診断、その後のフォローについて一貫して行われている。

姫路市総合福祉通園センターの例 (障害児等療育支援事業の活用)

